

労働安全衛生法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（抄）について
 （女性労働基準規則の一部改正案について）

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

1 背景

(1) 現行規定

女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務（重量物取扱業務及び有害物を発散する場所における業務）について、労働基準法等により、妊娠婦以外の女性の就業も禁止している。

(2) 本年4月の女性労働基準規則の改正

有害物を発散する場所における業務について、

- ① 労働安全衛生法令により局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施等が義務づけられ、管理濃度が設定されている物質のうち、
- ② 厚生労働省のGHS分類で生殖毒性が区分1若しくは授乳影響あり、又は生殖細胞変異原性が区分1に該当する25物質を発散する場所で行う次の業務について、全ての女性の就業を禁止した。

- ・ 送気マスク等の着用が義務づけられている業務
- ・ 労働安全衛生法令に基づき第三管理区分とされた屋内作業場における業務

なお、母性保護に係る専門家会合報告書（平成23年12月）において、新たな知見に基づき、労働安全衛生法令への追加又はGHS分類において生殖毒性等の区分の変更等が行われた物質については、改めて上記要件に照らし、合致するものは女性就業禁止業務の対象物質へ追加等する必要があるとされた。

(3) 労働安全衛生法施行規則等の一部を改正する省令案等について

- ① 労働安全衛生法令の対象物質としてインジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物が追加されることとなった。
- ② また、エチレンオキシド等について、船倉等の燻蒸作業における濃度測定業務等において送気マスク等の使用が義務づけられることとなった。

2 改正の内容

次の業務を女性の就業を禁止する業務に追加する。

- ・ 上記①②に該当するエチルベンゼンについて、①第3管理区分に区分された屋内作業場における業務及び②エチルベンゼン塗装業務であって送気マスク等を使用する必要がある業務
- ・ 既に女性労働基準規則の対象となっているエチレンオキシドに係る濃度測定業務等であって送気マスク等を使用する必要がある業務

3 これまでの経緯及び今後の予定

平成24年5月28日～6月26日 パブリックコメントの募集

（女性労働基準規則に係る意見なし）

9月 5日

公聴会の開催

9月 12日

労働政策審議会（雇用均等分科会）（諮問）

10月 1日

一部改正省令公布（予定）

平成25年1月 1日

一部改正省令施行（予定）